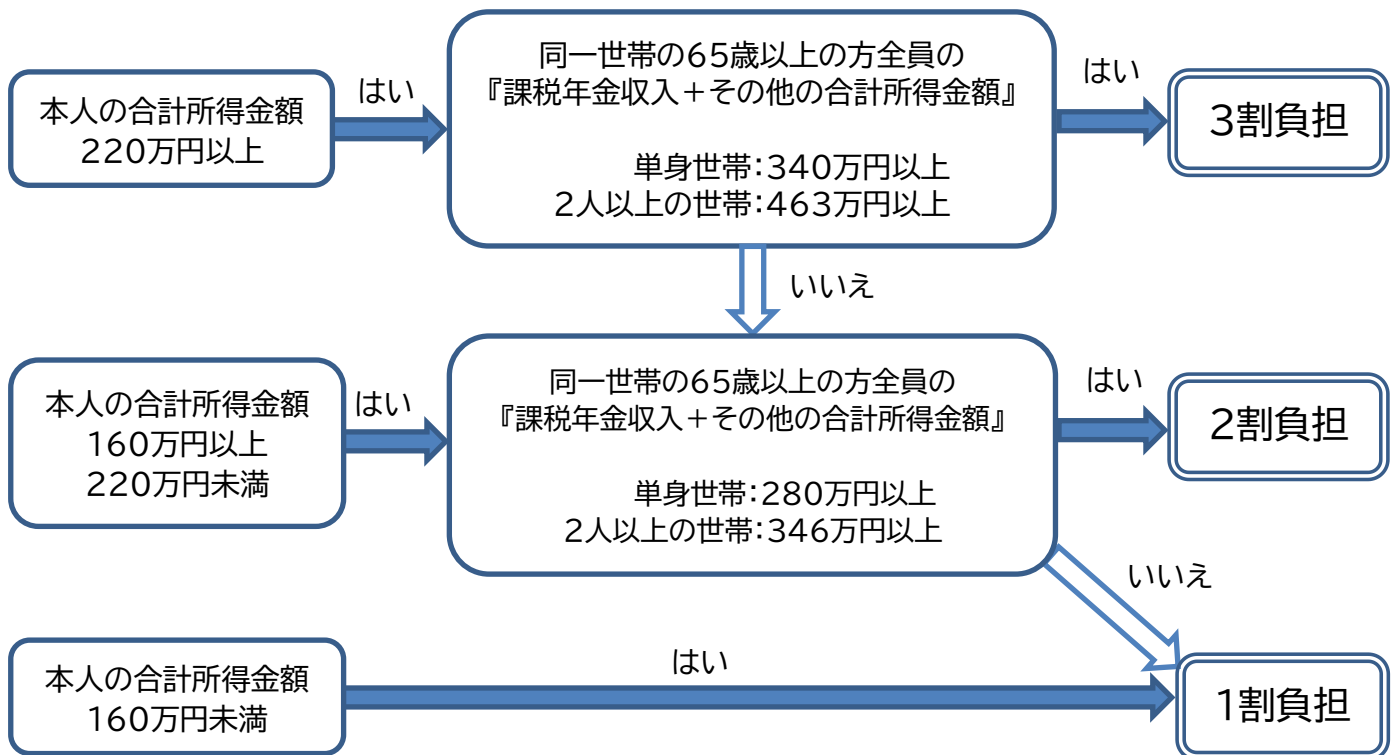


負担割合の判定方法(65歳以上の方)

ケアプランに基づく介護サービスを利用した場合、サービス事業者に支払う利用料金は、かかった費用の1割～3割です。負担割合は、前年の所得等によって決定します。

※65歳未満の方、市民税が非課税の方、生活保護受給者の方は、一律1割負担です。



※「合計所得金額」とは…

収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除を行う前の金額です。なお、介護保険負担割合の判定では、長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算し、令和3年度課税から適用の給与所得控除と公的年金等控除の引き下げによる所得の増額分の影響が出ないように調整した金額を用います。

※「課税年金収入」とは…

国民年金、厚生年金などの課税対象となる公的年金等の収入額です。遺族年金、障害年金などは含まれません。

※「その他の合計所得金額」とは…

上記の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。